

静岡掲示物不当撤去行政訴訟 不当判決弾劾！

本日、静岡地本掲示物不当撤去行政訴訟（平成26年（行ウ）第22号不当労働行為命令救済取消請求事件）で静岡地方裁判所は、会社の主張を全面的に認める不当判決を言い渡しました。この不当判決に対し、断固抗議します。

裁判所は、掲示物は「会社の信用を傷つけ」るものとはいえないと、一部私たちの主張を認めました。しかし、裁判所は「苦情処理会議制度の運用に支障を与える点において、職場規律を乱す要因になる」「減率適用事由及びその周辺事象を本件掲示物に記載して掲示したことは、正当な組合活動であったということとはできない」などと、具体性に欠け、しかも架空の事実を並べ立てた会社の主張をまともに受けたのです。

静岡地本は、組合員・OB、各地本代表者30名を結集する中、報告集会を開催し、不当判決に抗して闘うことを意思統一しました。

